

水洗便所改造資金の融資あっせん制度について

周防大島町では、下水道等の処理区域内のくみ取り便所（し尿浄化槽を含む）を水洗便所に改造する資金を一時的に負担することが困難な方に、水洗便所改造資金の融資をあっせんします。

融 資 額	原則として5万円以上40万円以内 町長が特に認める場合は、最高60万円まで（標準仕様により算定）
利 子	無利子（ただし、延滞利息は融資を受けた者の負担）
返済方法	貸付期間は3年以内（1回～36回払い）とし、融資を受けた月の翌月から、毎月元金均等（毎月1万円以上1千円刻み）割賦方式で償還します。 （例）融資額が40万円の場合で、36回払いの場合は、 ・初回～35回までは、11,000円 ・最終回のみ、15,000円 となります。

融資のあっせんを受けられる方

- ◎処理区域となった日から3年以内に行う改造工事であること。
- ◎町税、下水道等受益者分担金及び水道・下水道使用料等を滞納していないこと。
- ◎処理区域内の建物の所有者、又は改造工事について所有者の同意を得た使用者であること。
- ◎融資金の償還能力を有するもの。
- ◎自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ◎町内に居住する連帯保証人1人を有すること。

手続きについて

融資を希望される場合は、排水設備工事等を依頼する際に町指定排水設備工事店にご相談ください。

- ①融資は、「排水設備計画確認（変更）申請書」を提出する際に一緒に申し込んでください。
- ②融資の予定通知書を送付します。
- ③工事が完成して検査合格の通知後、融資の決定通知書を送付します。
- ④必要書類を作成し町指定融資あっせん金融機関にて融資の契約をしてください。
（町指定融資あっせん金融機関）
 - ・山口銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合東和町支店
- ⑤振り込み（融資の実行）月の翌月から、返済が始まります。

（問い合わせ先）周防大島町大字久賀4799-1

周防大島町役場（久賀東庁舎）下水道課下水道班（TEL：0820-79-1014）

融資あっせん制度の流れ

汲み取り便所から水洗便所へ改造したい

自己資金のみでは改造資金を一時的に負担することが困難

申請者が指定融資あっせん金融機関で資金の融資が受けられるか相談

指定金融機関：山口銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合東和町支店

指定金融機関は申請者に返済能力があるかどうかの審査を行い、申請者に通知

金融機関から融資が受けられる

金融機関から融資が受けられない

融資あっせん申請書を役場に提出

親族等に援助を依頼

条件をクリアしていれば「融資予定通知書」を役場から申請者に通知

改造工事を開始

工事が完成、完成検査終了後、「融資あっせん決定通知書」を役場から申請者に送付

申請者は「融資あっせん決定通知書」を添えて金融機関に融資の申し込み
※決定通知の日から2か月以内に申し込みを行うこと

金融機関は、協定・覚書に基づき融資を行う

「水洗便所改造資金融資報告書」を下水道課へ提出

融資実行の翌月から利子補給開始